

# 令和4・5年度 一般廃棄物処理業(処分業)許可申請 提出書類

No.	提出書類	提出書式等	留意事項	新規		更新	
				法人	個人	法人	個人
1	一般廃棄物処理業許可申請書	様式第3号	・「取り扱う一般廃棄物の種類」欄は該当するものに○印、その他欄は記載例に従って記載(許可する事業の範囲に影響するので正確に記載)。	○	○	○	○
2	印鑑証明書	法人は法務局、個人は市町村で交付	・申請日前3か月以内に発行されたもの(原本)。	○	○	×	×
3	事業の開始に要する資金の総額及びその調達方法	参考書式1(県様式可)	・新たな資金を必要としない場合、既存の施設等を使用するため処分業の継続が可能である旨を記載。	○	○	×	×
4	決算報告書(貸借対照表、損益計算書) 【法人のみ】	参考書式2(県様式可)	・新規に許可申請する者は、直前3年の各事業年度におけるもの。既に許可を受けている者が継続のため許可申請する場合は、直近の事業年度におけるもの。 ・資産計±負債計。	○	△	○	△
	資産に関する調書 【個人のみ】			△	○	△	○
5	諏訪市税の納税証明書	市役所(市民課 市民窓口係)で交付	・新規に許可申請する者は、直前3年の各事業年度におけるもの。既に許可を受けている者が継続のため許可申請する場合は、直近の事業年度におけるもの(原本)。	○	○	○	○
6	法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (税務署の納税証明)【法人のみ】	税務署で交付	・新規に許可申請する者は、直前3年の各事業年度におけるもの。既に許可を受けている者が継続のため許可申請する場合は、直近の事業年度におけるもの(原本)。 ・新規に許可申請する者は、直前3年間のもの(原本)。既に許可を受けている個人が継続のため許可申請する場合は、直近の事業年度におけるもの(原本)。	○	△	○	△
	所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (税務署の納税証明)【個人のみ】			△	○	△	○
7	定款 【法人のみ】		・原本証明したもの。	○	△	○	△
8	登記事項証明書(現在事項全部証明書) 【法人のみ】	法務局で交付	・申請日前3か月以内に発行されたもの(原本)。	○	△	○	△
9	役員及び従業員名簿	参考書式3(貴社書式可)	・役員及び実際に当該業務に従事する従業員を記載。受付、事務等に従事する従業員の記載は不要。	○	○	○	○
10	役員及び従業員の履歴書	参考書式4(貴社書式可)	・No.9の名簿全員について記載。 ・廃棄物に関する講習会等を受講していれば記載。	○	○	×	×
11	役員の住民票の写し	住民票のある市町村(市民課等)で交付	・申請日前3か月以内に発行されたもの(原本)。 ・本籍地の記載があり、個人番号がないもの。	○	○	○	○
12	役員の身分証明書	本籍地の市町村(市民課等)で交付	・申請日前3か月以内に発行されたもの(原本)。 ・No.9の名簿のうち役員に該当する者のみ。	○	○	×	×
13	役員の登記されていないことの証明書(成年被後见人、被保佐人の記録がないこと)	東京法務局または長野地方方法務局で交付	・申請日前3か月以内に発行されたもの(原本)。 ・No.9の名簿のうち役員に該当する者のみ。	○	○	×	×
14	誓約書	参考書式5	・印鑑証明書と同一の社印等を押印。	○	○	○	○
15	処理業を行う区域又は事業所等の客体(顧客)名簿	参考書式6(貴社書式可)		○	○	○	○
16	処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書			○	○	○	○
17	処理施設の処理工程図及び物質収支計算書			○	○	○	○
18	処理施設の付近見取り図、配置図及び写真			○	○	○	○
19	事業の本拠地の付近見取り図			○	○	○	○
20	申請者が事業の用に供する土地及び施設を使用する権原を有することを証する書類 (1)土地及び施設の公図及び登記事項証明書(全部事項証明書)	法務局で交付	・申請日前3か月以内に発行されたもの(原本)。	○	○	○	○
	(2)借用している場合は、借用契約書の写し 【該当する場合のみ】			△	△	△	△
21	施設設置に関して地元の同意書及び経過書			○	○	○	○
22	事業を行うに足る技術的能力を説明する書類	—	—	—	—	—	—
	(1)事業計画概要書(第1面～第3面)	参考書式11		○	○	○	○
	(2)保管施設の概要	—	・処理前、処理後それぞれについて記載。	—	—	—	—
	ア 敷地内配置図			○	○	○	○
	イ 保管量、積み上げる高さの算定図面			○	○	○	○
	(3)処理施設の処理能力を示す書類又は実験成績表			○	○	○	○
	(4)処理施設の排水、排煙の排出データ表及び処理系統図			○	○	○	○
	(5)処理施設からの放流水の放流経路を示した書類		・縮尺1万分の1以上の地形図を使用。	○	○	○	○
	(6)処理により生ずる一般廃棄物の処理方法を記載した書類	参考書式12		○	○	○	○
	(7)処理により生産される製品の種類及び量を記載した書類	参考書式13		○	○	○	○
23	一般廃棄物処理施設の技術上の基準(構造基準)との比較	参考書式14		○	○	○	○
24	処理施設の維持管理計画に関する書類			—	—	—	—
	(1)施設の維持管理の技術上の基準との比較(一般廃棄物処理施設の維持管理計画)	参考書式15		○	○	○	○
	(2)維持管理点検記録簿			○	○	○	○
25	関係法令に基づく手続きが必要な場合は、手続きがなされていることを証する書類【該当がある場合のみ】			△	△	△	△
26	放流水を河川等へ放流する場合は、放流先の管理者等の同意を証する書類【該当する場合のみ】			△	△	△	△
備考	○…必ず提出が必要なもの(1部提出)。 △…該当する内容がある場合のみ提出が必要なもの。			* 提出書類は、上記番号順に綴じてください。 * 上記内容がすべて満たされたところで、一式受理します。 * 副本(控)があれば、受付印を押印し返却します。			